

令和5(2023)年度渡良瀬遊水地センサーカメラによるイノシシ生息状況調査業務委託仕様書

1 適用範囲

本書は、渡良瀬遊水地連携捕獲協議会（以下「甲」という。）が発注するイノシシ生息状況調査業務を受託するもの（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

2 目的

茨城県、栃木県、群馬県及び埼玉県との4県境にまたがる渡良瀬遊水地は、約3,300haの日本最大級の遊水地であるが、近年、イノシシの生息が確認されており、周辺市町への出没や農業被害が発生するなどの影響が出ている。このため、イノシシの生息状況調査を実施し、捕獲等の対策に取り組む上での基礎資料とする。

3 履行場所（別添区域図のとおり）

茨城県（古河市）

栃木県（栃木市、小山市、野木町）

群馬県（板倉町）

埼玉県（加須市）

4 履行期間

契約の日から令和6年3月19日まで

5 業務内容

（1）打合せ

初回、とりまとめの各段階において行う。

（2）業務準備

調査工程表を作成し、甲に提出する。

また、業務の遂行に必要な河川法の許可申請資料は乙が作成し、申請は甲が行う。

（3）センサーカメラ調査

調査区域を含む1kmメッシュ（第3次地域区画）のうち25区画を選定し、各区画に1台ずつカメラを設置する。設置にあたっては、甲がすでに設置してある24台のカメラについて、前年度に甲が実施したカメラ調査やドローン調査の結果等を踏まえ、下見を行った上で、移転する箇所と残置する箇所、新設する箇所を検討する。（別添カメラ設置図参照）

カメラの設置や移転は、下見後に甲の指示を受けて行うこととし、カメラの見回りとデータ回収を6回行い、カメラは6回目データ回収と併せて令和6年2月末までに撤去する。調査にあたり、カメラ（セキュリティーボックス・鍵を含む）とSDカードは甲が提供し、電池は乙が用意する。

撮影は静止画での記録とし、撮影データはエクセル表に整理する。なお、イノシシ以外の動物の出没状況についてもデータ整理を行う。

カメラの設置については、樹木等への取り付けを基本とするが、杭打ち固定等の必要がある場合は、乙が資材を用意する。

(4) 報告書作成

本業務による調査結果をとりまとめるとともに、甲が別に提供するドローンを用いたイノシシ生息状況調査の結果を加えて考察を行う。

報告書作成にあたっては、甲と十分に協議するものとする。

6 成果品

(1) 調査報告書 4部（簡易製本）

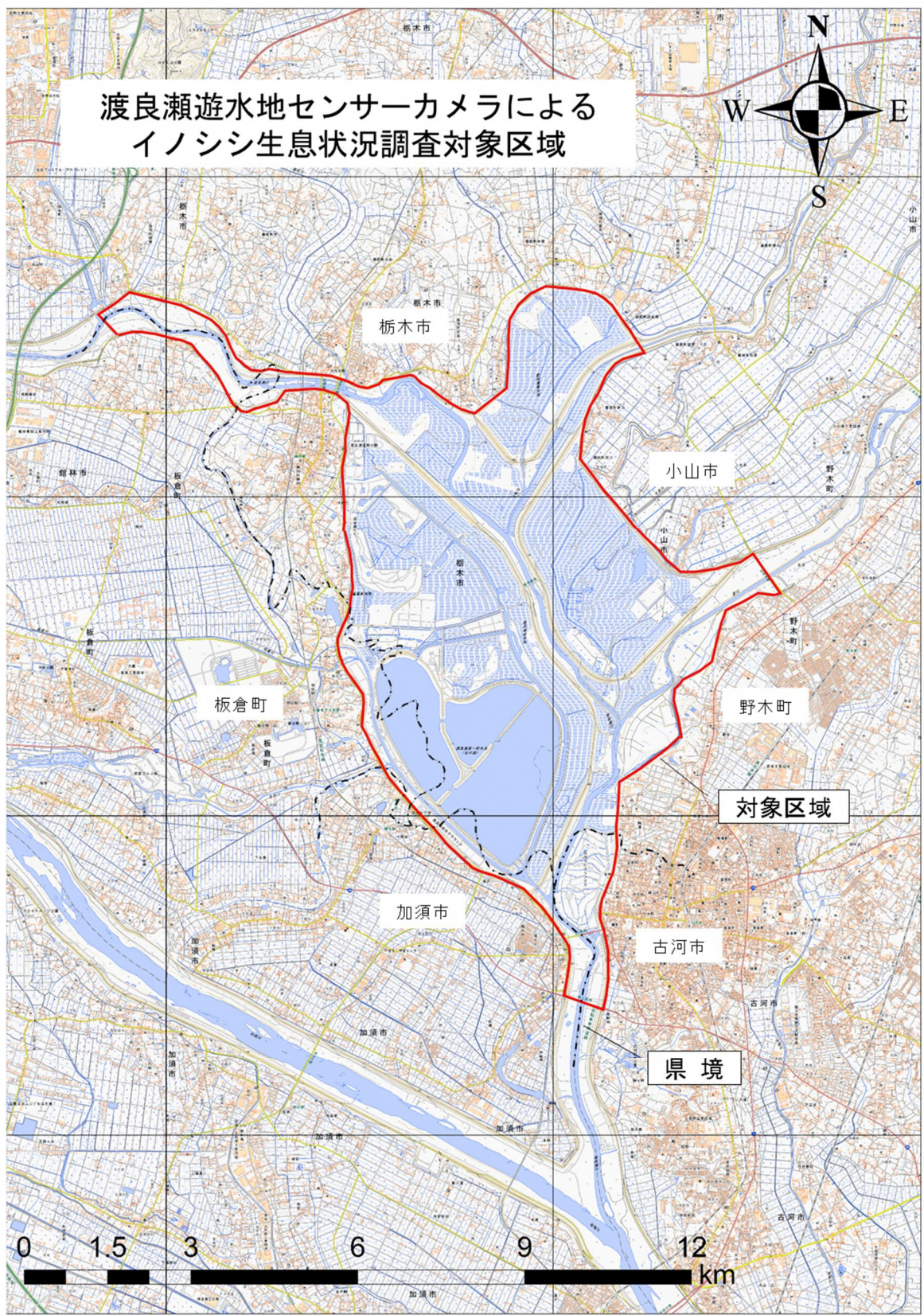
(2) 電子ファイル 4式（報告書オリジナルファイル、カメラ位置シェープファイル、調査結果エクセルデータ等）

7 その他

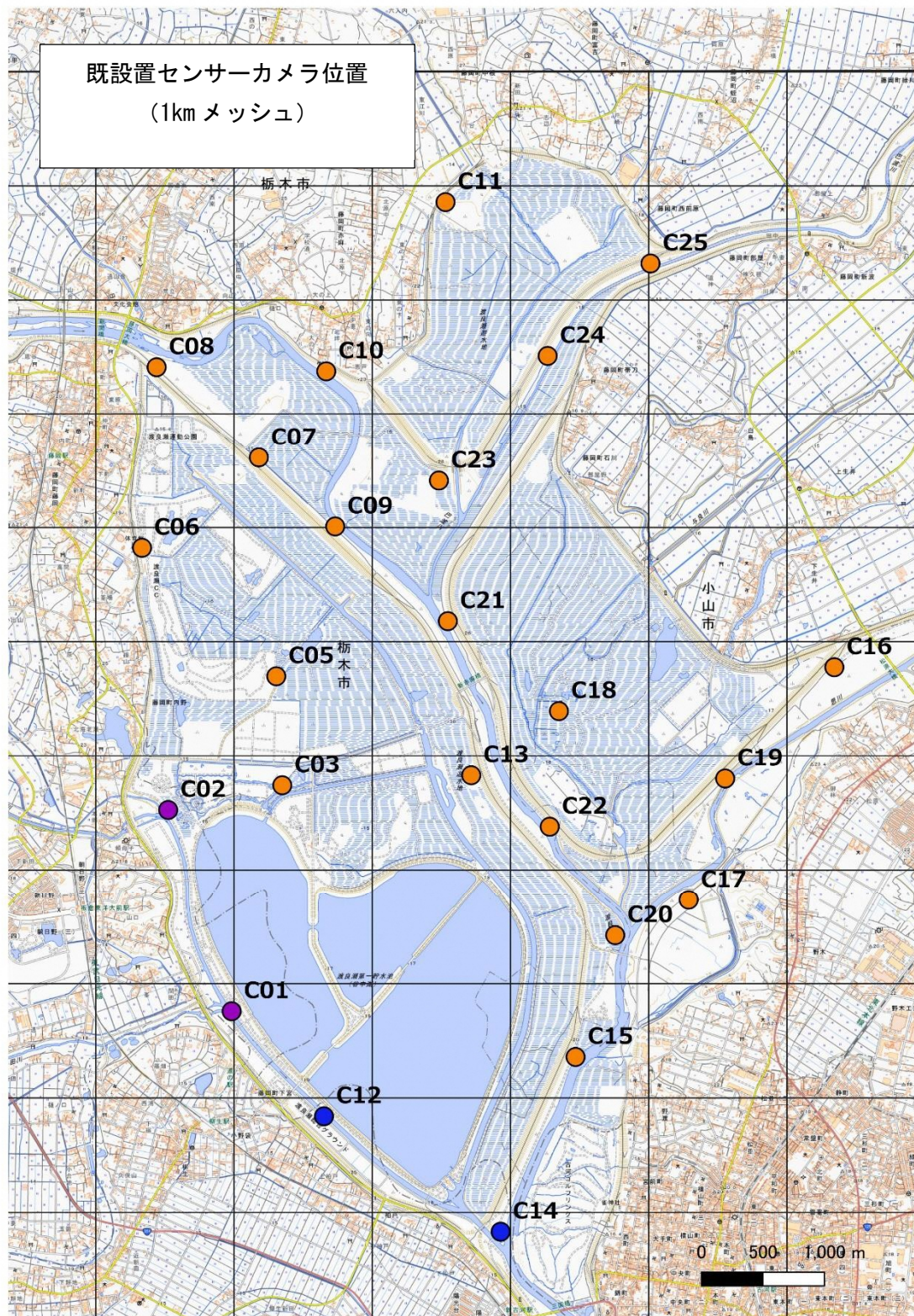
現場状況等により調査の継続が困難と判断された場合は、甲乙協議の上、調査を中断することもあり得る。この場合、委託料は、出来高による精算とする。

その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(別添区域図)



(別添カメラ位置図)



* 当該メッシュで 25 区画選定し、各区画 1 台ずつ設置すること。
前年度調査実施結果を踏まえ、既設置カメラの移設も含めて検討すること。